

東北東京間連系線計画策定プロセス 短工期対策を利用する電気供給事業者の入札募集要領

落札者が辞退すると、短工期対策の決定が遅れる可能性があるため、入札する電気供給事業者には誠意ある対応を要請する。

平成28年7月

電力広域的運営推進機関

目 次

1	経緯及び趣旨	2
2	入札の流れ	5
3	入札成立後の手続	10
4	電源制限が実施された場合の補償	12
5	落札者と非落札者の契約の締結	13
6	落札者の権利	14
7	辞退の手続について	15
8	その他	16

(別紙1) 短工期対策を利用する電気供給事業者の入札募集の流れ

(別紙2) 落札候補者、落札者の決定方法イメージ

(様式1) 入札書

(様式2) 入札申込書

(様式3) 辞退書

1 経緯及び趣旨

電力広域的運営推進機関（以下「当機関」という。）は、平成27年4月に東北東京間連系線（以下「本連系線」という。）を活用して広域的取引の拡大を希望する電気供給事業者から、本連系線の広域系統整備に関する提起を受けた。

これを受け、当機関は、平成27年4月に設置した広域系統整備委員会において本連系線に係る計画策定プロセス（以下「本計画策定プロセス」という。）を開始し、増強ニーズ把握のため、本計画策定プロセスへの参加を希望する電気供給事業者を募集した。平成28年7月時点では、11者（13発電所）からの応募（提起を含む）が寄せられている（以下、この11者を「応募者」という。）。

また、当機関は、広域系統整備委員会での検討、当機関の評議員会での審議を経て、平成27年9月30日には、本連系線に係る広域系統整備計画の基本要件および受益者の範囲を決定し、当該基本要件に基づき設備の建設、維持及び運用の実施方策の案（以下「実施案」という。）を募集した。現在、これに対し提出された実施案を評価中である。今後は、平成28年10月を目途に本連系線の増強に関する計画として、広域系統整備計画を取りまとめる予定である。

こうした過程において、実施案に基づく対策には長い工期を要することから、応募者の電力取引の開始希望時期に関するニーズが満たされない可能性が高いことが明らかになった。

このため、広域系統整備委員会において、応募者のニーズを満たすことを目的として、拡大できる運用容量は限定されるが短期間で実施できるような本連系線の運用容量の増加対策（以下「短工期対策」という）について検討した結果、この度、対策案を選定するに至った。

本入札募集要領は、応募者の中から、この短工期対策により拡大した容量を利用する者を選定するために本機関が実施する入札（以下「本入札」という。）の具体的な手続等について定めるものである。

1. 1 短工期対策の概要

(1) 短工期対策の概要

対策事項	対象設備	対策概要	入札対象
南相馬（変） 短絡容量対策	遮断器等	<ul style="list-style-type: none"> 南相馬（変）275kV母線故障時には、機器の性能を超える故障電流が流れるため、遮断器等を許容電流が大きな機器へ取り換える。 	対象
電源制限対策	制御装置	<ul style="list-style-type: none"> 相馬双葉幹線2回線故障時に、いわき幹線の潮流が線路容量以下となるまで、電源を遮断する。 常磐幹線または青葉幹線故障時に、同期安定性を維持できるように電源を遮断する。 恒久対策運開後、当該設備を除却する。 	対象
	通信設備等	<ul style="list-style-type: none"> 制御装置による指令を遮断される電源へ伝送するため、通信設備および電源制限装置子局を設置する。 	非落札者の電源制限用：対象 落札者の電源制限用：対象外 ^{※1}

※1 落札者の電源制限に伴う通信設備費等個別の発電所において必要な対策は、入札対象とせず、本入札の落札者となった事業者が別途負担する。

(2) 入札対象工事の工事費総額

約32億円（税抜）^{※2※3}

※2 非落札者の電源制限に伴う通信設備費等は8億円と想定している。

※3 本入札の落札者の発電設備設置場所等によって工事費は変動する。

(3) 短工期対策の工事完了予定時期

短工期対策に係る諸契約締結時から約●年●か月後（平成●年●月頃目途）^{※4}

※4 工事完了時期は、本入札の落札者の取引開始希望時期、対策工事に伴う作業停止計画の調整等によって変動する可能性がある。

(4) 対策工事による効果

東京間連系線の運用容量が約40～50万kW増加^{※5}

※5 本入札の落札者の発電設備設置場所等によって増加する運用容量は変動する。

1. 2 入札募集する容量

約40～50万kW程度^{※6}

※6 本入札の落札者の発電設備設置場所等によって最終的な利用可能量は変動する。

1. 3 入札参加資格

以下のすべての事項を満たしている電気供給事業者とする。

- ・本計画策定プロセスに応募（同プロセスの提起を含む。以下同じ。）していること。
- ・当機関の平成27年10月14日付「東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスに関する要請」に対し、短工期対策を希望する旨を回答していること。
- ・当機関の指定した短工期対策に係る接続検討の申込みを行っていること。
- ・入札者が本計画策定プロセスに応募している電源（以下「応募電源」という。）が電源制限の対象となること同意すること、または、応募電源の運用者から同電源が電源制限の対象となることについて同意を得ていること。
- ・応募電源による短工期対策を利用した電力取引の蓋然性が認められること。
- ・短工期対策に係る費用負担の意思を有していること。

1. 4 留意事項

- ・本入札に参加し落札者とならなかった場合（以下、落札者とならなかった者を「非落札者」という。）または参加後に本計画策定プロセスの応募を取り下げた場合であっても、応募電源は電源制限の対象となる可能性がある。
- ・短工期対策には入札対象工事以外の対策工事も必要となるため、前記1.1(2)の記載よりも工事費負担金が多額となり、同(3)の記載よりも工期が長期となる可能性がある。

1. 5 スケジュール^{※7}

平成28年7月8日	・入札募集要領の公表 ・入札の受付開始
平成28年8月5日	・入札の受付締切 ・入札書の確認 ・開札
平成28年8月下旬頃	・落札候補者の選定・通知
平成28年10月頃	・落札者の決定・通知 ・広域系統整備計画決定

※7 スケジュールは、応札の状況等により変更となる可能性がある。

2 入札の流れ

※別紙1参照

2.1 入札

(1) 入札手続

- ・ 入札容量、入札負担金単価、希望最低落札容量^{※8※9}および短工期対策による取引開始希望時期を記載した入札関係書類を入札締切日までに当機関に対し提出するものとする。

※8 希望最低落札容量とは、落札者となることを希望する最低の容量をいう。

※9 希望最低落札容量の記載がない場合には、入札容量を希望最低落札容量とみなす。

- ・ 入札容量は本計画策定プロセスに応募した容量を上限とする。
- ・ 入札容量および希望最低落札容量の最小単位は、1 kWとする。
- ・ 入札負担金単価は、6.4千円/kW（税抜）を下限とする。
- ・ 入札負担金単価の最小単位は1円/kWとする。

a 提出書類

- ・ 入札書（様式1）
- ・ 入札申込書（様式2）

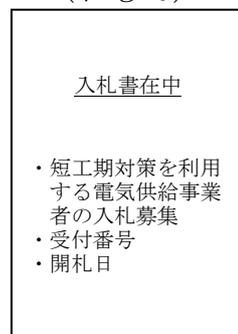
b 提出方法

- ・ 封筒は、次のとおり中封筒と外封筒の二重封筒とすること。

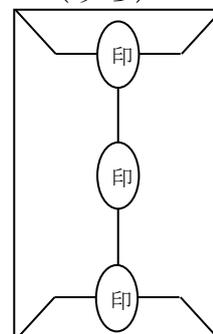
(a) 中封筒

入札書（様式1）を封入のうえ、封印すること。また「入札書在中」、「短工期対策を利用する電気供給事業者の入札募集」と表記するとともに、広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集時の受付番号及び開札日を記載すること。

(おもて)



(うら)



(3) 留意事項

- ・ 1 発電地点につきを 1 申込みとすること。
- ・ 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - ① 応募資格の無い者による入札
 - ② 記名押印を欠く入札
 - ③ 金額を訂正した入札
 - ④ 意思表示の内容が不明確である入札
 - ⑤ 明らかに談合によると認められる入札
 - ⑥ 提出書類に虚偽の記載がある入札
 - ⑦ 入札書提出期限までに到着しない入札
 - ⑧ その他入札に関する条件に違反した入札
- ・ 入札者は、提出した入札書の内容を変更することができない。
- ・ 当機関は、必要に応じ、追加資料の提出を依頼する場合がある。
- ・ 当機関は、入札者から提出を受けた資料を本入札募集または本計画策定プロセスの遂行以外の目的で使用しない。また、同資料は返却しない。

2. 2 開札および落札者の決定

(1) 開札

- ・ 開札は、当機関にて、公正に実施する。

(2) 短工期対策の利用順位および落札者候補者の選定（別紙 2 参照）

- ・ 短工期対策の利用順位は、入札負担金単価の高い順に決定する。
- ・ 短工期対策の利用順位にしたがって、入札容量の東京エリアへの送電可否を判定し、送電可となる利用順位までの入札者を短工期対策の落札候補者とする。ただし、入札容量の一部のみ送電可となる場合には、希望最低落札容量以上である場合に限り、送電可能な最大の容量について、落札候補者とする。
- ・ 同一単価の入札者間の短工期対策の利用順位は、抽選により決定する。

(3) 開札後の通知

- ・ 開札の結果、入札者に対して次の内容を通知する。ただし、落札候補者の入札負担金（入札負担金単価（税抜）×入札容量^{*1 2}）のみでは後記 2. 4 の本入札募集の成立条件を満たさない場合には、②落札候補者であるか否かの通知は行わない。
 - ① 短工期対策の利用順位
 - ② 落札候補者であるか否か

※1 2 入札容量の一部について落札者となった者については、落札された容量とする（以下同じ。）。

(4) 落札者の決定

- ・落札候補者は、広域系統整備計画の費用負担割合の決定時に、同費用負担割合および短工期対策の費用負担に同意した場合に、落札者となるものとする。
- ・広域系統整備計画の費用負担割合または短工期対策の費用負担に同意しない落札候補者(本計画策定プロセスの応募を取り下げた落札候補者を含む。以下同じ。)は、非落札者となるものとする。ただし、落札候補者が、送配電等業務指針第48条に基づき、費用負担割合の再検討を要請し、当機関が再検討を行っている場合はこの限りでない。
- ・前項に基づき非落札者となった落札候補者がいた場合、広域系統整備計画の費用負担割合に同意している入札者の中から前記(2)に準じる方法によって、追加の落札候補者を選定する。
- ・落札者の決定後、短工期対策によって増加する容量に空きがある場合において、送電不可とされた入札者より下位の入札者について、短工期対策の利用順位にしたがって、東京エリアへの送電可否を判定し、希望最低落札容量以上の容量で送電可となるときは、当該入札者を繰り上げて追加の落札候補者とする場合がある。

2. 3 電源制限の対象者の決定

(1) 落札者電源の電源制限

- ・落札者の電源は、いわき幹線熱容量対策および同期安定性向上のために、電源制限の対象とする。

(2) 同期安定性向上のための非落札者電源の電源制限

- ・非落札者の電源は、落札者の電源の電源制限のみでは送電線ルート断事故時の同期安定性を維持できない場合に限り、以下の基準にしたがって、電源制限の対象とすることがある。
- ・電源制限は、発電機単位で実施する。
- ・電源制限対象とする電源は、同期安定性維持のために必要最小限の電源を、以下により選定する。
 - ① 電源制限対象とする電源は、系統への影響を最小限とするため、電源制限量が最小となるよう選定する。
 - ② ①により、電源制限量が最小となる電源の組み合わせが複数ある場合には、電源制限される電源の台数が最小となる組み合わせを選定する。
 - ③ ②が同一となる電源の組み合わせが複数ある場合には、同期安定性の向上効果が高い組み合わせを選定する。

(3) 留意事項

- ・電源制限は、電源制限が必要となる時期から実施する。このため、運開時期が異

なる複数の電源により落札された場合など、短工期対策の運用開始時期と電源制限の開始時期は同一とならないことがある。

- ・入札者が短工期対策の応募電源からの供給先事業者であり、当該電源が電源制限の対象とされた場合において、当該電源からの供給先が入札者以外に変更されたときであっても、当該電源を電源制限の対象からは除外しない。

2. 4 入札募集の完了

- ・すべての落札者および電源制限の対象となる非落札者が決定した場合において、以下の成立条件を満たすときは、本入札は成立するものとし、同入札を完了する。

$$\textcircled{1} \geq \textcircled{2}$$

①：落札者の入札負担金（入札負担金単価（税抜）×入札容量）の合計

②：入札対象工事費（税抜）

- ・落札者の入札負担金の合計が本入札の成立条件を満たさない場合^{※13}は、その時点で本入札は不成立とし、同入札を完了する。

※13 落札者決定前であっても、開札の結果、本入札が成立する可能性が無い場合も含む。

2. 5 結果の公表

- ・当機関は、本入札の完了後、以下のとおり、結果について公表する（ただし、③は本入札が成立した場合に限る。）。

① 本入札の成否

② 入札件数・入札容量・平均入札負担金単価

③ 落札者の件数・電力取引の量・平均入札負担金単価等

3 入札成立後の手続

3. 1 契約申込み

- ・本入札成立後、落札者は、東北電力に対し、契約申込みを行い、接続契約、工事費負担金契約その他の必要となる契約を締結するものとする。
- ・落札者は、契約申込みにあたっては、「5. 落札者と非落札者との間の契約の締結」に記載の契約書（押印済み）を添付するものとする。ただし、電源制限の必要時期が短工期対策の運開時期以降である場合または当機関が特に認めた場合には、別途当機関が指定する時期に提出することで足りるものとする。
- ・正当な理由なく、東北電力の指定する期日までに工事費負担金契約を締結しない場合には、東北電力は、落札者との間で締結した接続契約その他の契約を解除できるものとする。

3. 2 工事費負担金

(1) 工事費負担金の算定

- ・落札者は、以下の工事費の合計額を工事費負担金として負担するものとする。
 - ① 短工期対策工事（電源制限対策に伴う通信設備等工事を除く。以下同じ。）
総工事額を、以下の算式により按分した金額

$$\text{総工事費} \times \frac{\text{入札容量}}{\text{全落札者の入札容量合計}}$$

- ② 電源制限対策に伴う通信設備等工事
電源制限対策に伴う通信設備の子局、通信設備費など落札者の応募電源に必要となる工事費用
- ・なお、電源制限の対象となった非落札者の電源制限対策に伴い必要となる工事費は、プール金（後記3. 3に定める。）から支出するものとする。

(2) 工事費負担金の精算

- ・工事完了後に、支払済みの工事費負担金と除却工事も含めた工事の完了により確定した工事費負担金に差異が生じた場合には、前記3. 2（1）に準じて差額を東北電力と落札者間で精算する。

3. 3 入札負担金の取扱い

- ・当機関または落札者は、工事費負担金額の確定後、入札負担金から工事費負担金のうち前記(1)①短工期対策工事に要する費用を差し引いた金額を電源制限対策のための費用(以下「プール金」という。)として管理するものとする。
- ・プール金の使途は以下のとおりとする。なお、落札者が複数である場合は、必要額を各落札者の入札容量で按分した金額を各落札者のプール金から支出するものとする。
 - ① 非落札者の電源制限に伴い必要となる工事費用
 - ② 非落札者に対する電源制限された場合の補償(後記4. 1)
- ・プール金に不足が生じる場合の取扱いは以下のとおりとする。
 - ① 一部の落札者のプール金に不足が生じる場合
プール金に不足が生じた落札者以外の各落札者のプール金から、不足額が生じた落札者を除く落札者の入札容量で按分した金額を支出するものとする。
 - ② すべての落札者のプール金に不足が生じる場合
不足額を各落札者の入札容量で按分した金額を、各落札者が追加で負担するものとする。
- ・恒久対策(広域系統整備計画に基づく本連系線の増強対策)の完了後、プール金に残余が生じた場合には、落札者に対する電源制限された場合の補償(後記4. 2)を、残余金を上限として、前項までと同様の方法によりプール金から支出する。
- ・前項によってもなお落札者のプール金に残余が生じた場合には、他の落札者と電源制限の対象となった非落札者^{※14}に対し、以下の算式に基づいて算出される分配金を分配する^{※15}。

$$\text{分配金} = \text{残余金} \times \frac{\text{対象者の(電源容量} \times \text{電源制限の対象となった期間)}}{\text{すべての電源の(電源容量} \times \text{電源制限の対象となった期間)}}$$

※14 本入札の完了時に電源制限の対象とされた非落札者であっても、その後の系統状況の変化等によって、電源制限の対象とならなかった場合には、分配の対象外とする。

※15 算定式の「すべての電源」には、分配する落札者自身の電源を含む。

- ・プール金の取扱いの詳細については、広域系統整備委員会における議論を踏まえ、本入札の完了後に決定する。

4 電源制限が実施された場合の補償

4. 1 非落札者に対する補償

- ・非落札者の電源に対して電源制限が実施された場合には、非落札者に損害が発生したか否かを問わず、電源制限の実施後24時間、接続契約に定められた最大受電電力に対し東北電力の託送供給等約款に定める発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を乗じた金額を補償する。
- ・前項の補償金はプール金から支出する。

4. 2 落札者に対する補償

- ・落札者に対する補償は、恒久対策の完了後、プール金に残余が生じた場合に限り実施する。
- ・落札者の電源に対して電源制限が実施された実績がある場合には、落札者に損害が発生したか否かを問わず、電源制限の実施後24時間、接続契約に定められた最大受電電力に対し東北電力の託送供給等約款に定める発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価を乗じた金額を、プール金の残余を上限として補償する。
- ・前項の補償金はプール金から支出する。

5 落札者と非落札者の契約の締結

- ・落札者と電源制限の対象となった非落札者は、前記3.3「入札負担金の取扱い」および前記4「電源制限が実施された場合の補償」に関する具体的な取扱いを定めた契約書を締結するものとする。
- ・プール金の取り扱いを含む具体的な契約書の内容は、本入札の完了後、当機関を含む関係者間で調整する。

6. 落札者の権利

・落札者の権利は、以下のとおりとする。

① 先行的な容量登録

費用負担に応じた容量の範囲内において、短工期対策による空容量増加分を先行的に容量登録できる（業務規程第134条第3項）。

② 契約認定

供給先未定の場合や契約当事者（発電契約者または供給先）の変更があった場合でも契約認定（連系線同時建設電源）の対象となる。ただし、電源の変更は認められない（送配電等業務指針第210条第3号）。

7 辞退の手続について

- ・入札者が本入札の辞退を希望する場合は、以下の方法にしたがって、辞退書を提出するものとする。

7. 1 提出書類

- ・辞退書（様式3）
押捺する印は、『入札申込書（様式2）』と同一とすること。

7. 2 提出方法

- ・辞退書を持参または郵送（簡易書留等配達記録が残るもの）すること。

7. 3 提出先

- ・「2. 1（1）c 提出先」と同じ

7. 4 提出部数

- ・1部

8 その他

8. 1 連系線希望計画の提出について

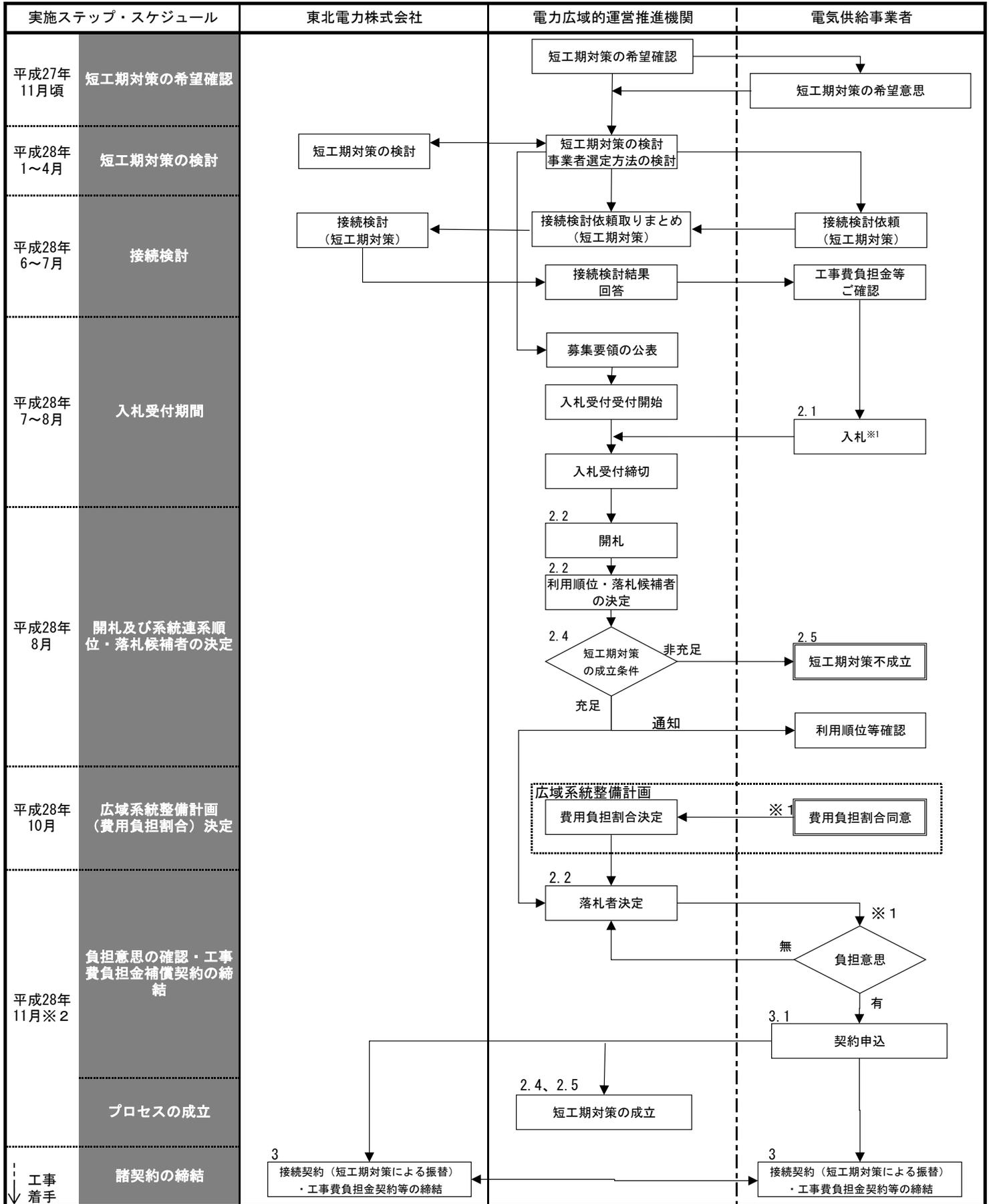
- ・当機関は、短工期対策の費用負担に応じた容量の範囲内において、他の連系線希望計画に先立って、連系線希望計画の提出を受けるものとする。

8. 2 本入札募集要領に記載の無い事項について

- ・本入札募集要領に記載の無い事項については、当機関の業務規程および送配電等業務指針ならびに東北電力が定める託送供給等約款によるものとする。

以 上

別紙 1 短工期対策を利用する電気供給事業者の入札募集の流れ



※1 落札候補者には、広域系統整備計画の費用負担割合と同時に短工期対策の費用負担の同意を確認するが、落札候補者の辞退等により下位の入札者が繰上げにより追加される場合には、別途負担意思を確認する。

※2 落札者の辞退による工事費負担金再算定などにより時期が変更となる可能性がある

落札候補者、落札者の決定方法イメージ

1. 落札候補者の選定(8月目途)

2

■ 開札後、以下により落札候補者を選定する。

- ① 短工期対策の利用順位は、入札負担金単価の高い順に決定する。
- ② 短工期対策の利用順位にしたがって、入札容量の東京エリアへの送電可否を判定し、送電可となる利用順位までの入札者を短工期対策の落札候補者とする。但し、入札容量の一部のみ送電可となる場合には、希望最低落札容量以上の容量で送電可となる場合には、送電可能な最大の容量について、落札候補者とする。
- ③ 同一単価の入札者間の短工期対策の利用順位は、抽選により決定する。
- ④ ②で選定した落札候補者のみでは短工期対策の成立条件(落札者の入札負担金(入札負担金単価(税抜)×入札容量※)の合計 \geq 入札対象工事費)を満たさない場合、落札候補者無しとする。

【イメージ:運用容量拡大量が50万kWの場合】

発電者	入札単価 (千円/kW)	入札容量 (万kW)	希望最低落札 容量(万kW)	順位 付け	落札候補者選定
発電者A	17	5	3	1	落札候補者(5万kW)
発電者B	15	15	5	2	落札候補者(15万kW)
発電者C	12	35	32	3	(最小希望容量に満たない)
発電者D	10	5	5	4	
発電者E	8	20	10	5	順位付けを超えて落札候補者とはしない。
発電者F	7	10	5	6	

他者の辞退等により落札者となれない場合を防ぐため、順位付けを超えて落札候補者とはしない。

■ 広域系統整備計画の費用負担割合への同意とあわせて、以下により落札者を決定する。

- ① 落札候補者は、広域系統整備計画の費用負担割合の決定度、同費用負担割合および短工期対策の費用負担に同意した場合に、落札者となるものとする。
- ② 本計画策定プロセスの応募を取り下げた落札候補者および短工期対策の費用負担に同意しない落札候補者は、非落札者とする。
- ③ 下位の入札者を繰り上げて追加の落札候補者とする場合がある。

【イメージ:運用容量拡大量が50万kWの場合】

発電者	入札単価 (千円/kW)	入札容量 (万kW)	希望最低落札 容量(万kW)	順位 付け	落札候補者選定時	落札者決定
発電者A	17	5	3	1	落札候補者	落札者(5万kW)
発電者B	15	15	5	2	落札候補者	整備計画辞退⇒非落札者
発電者C	12	35	32	3		落札者(35万kW)
発電者D	10	5	5	4		費用負担に同意せず辞退⇒ 非落札者
発電者E	8	20	12	5		非落札者 (最小希望容量に満たない)
発電者F	7	15	8	6		落札者(10万kWに限定)

3. 落札候補者、落札者への通知

- 開札後、応札者の順位を、落札候補者であるか否かとあわせて、広域系統整備計画の費用負担割合決定に先立って応札者へ連絡する。
- 開札の結果、短工期対策の成立条件を満たす見通しが無い場合には、短工期対策を取り止める。

平成 年 月 日

入 札 書

電力広域的運営推進機関 御中

住 所
 会 社 名
 代 表 者 氏 名 印

当社は、平成28年7月●日付募集要領を承認のうえ、「東北東京間連系線計画策定プロセス 短工期対策を利用する電気供給事業者の入札募集」について、下記のとおり入札します。

記

1. 同意事項

入札にあたっては、以下の事項に同意します。

- ・ 落札者となった場合には、入札募集要領に示された契約を締結し、入札負担金等を支払うこと。
- ・ 落札者となった場合には、無補償で電源制限を受け入れること。
- ・ 落札者とならなかった場合であっても、電源制限の対象となった場合には、電源制限を受け入れるとともに、遅滞なく落札者と入札募集要領に示された電源制限等に関する契約を締結すること。
- ・ その他、入札募集要領に示された事項に従うこと。

2. 広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者への応募内容

発電所名	発電設備設置場所	電力取引の量	供給先エリア	広域的な電力取引の 拡大希望時期
		変更前： k W 変更後： k W	変更前： 変更後：	平成 年 月

3. 短工期対策に対する入札内容

1. 広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集時の受付番号	
2. 入札容量	k W
3. 希望最低落札容量	k W
4. 入札負担金単価	円/k W (税抜) 〔最低入札負担金単価 : 6.4円/k W (税抜) 〕
5. 電力取引開始希望時期	平成 年 月
6. 連絡先 連絡者所属 連絡者名 住所 電話 FAX E-mail	

平成 年 月 日

入札申込書

電力広域的運営推進機関 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、平成28年7月●日付募集要領を承認のうえ、「東北東京間連系線計画策定プロセス 短工期対策を利用する電気供給事業者の入札募集」について、同封する入札書のとおり入札を申し込みます。

記

1. 広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者への応募内容

発電所名	発電設備設置場所	電力取引の量	供給先エリア	広域的な電力取引の 拡大希望時期
		変更前： k W 変更後： k W	変更前： 変更後：	平成 年 月

2. 短工期対策に対する入札内容

1. 広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者の募集時の受付番号	
2. 入札容量	同封「入札書」のとおり
3. 希望最低落札容量	同封「入札書」のとおり
4. 入札負担金単価	同封「入札書」のとおり
5. 電力取引開始希望時期	同封「入札書」のとおり
6. 連絡先 連絡者所属 連絡者名 住所 電話 FAX E-mail	

平成 年 月 日

辞 退 書

電力広域的運営推進機関 御中

住 所

会 社 名

代 表 者 氏 名

印

当社は、下記の理由により、「東北東京間連系線計画策定プロセス 短工期対策を利用する電気供給事業者の入札募集」を辞退いたします。

記

1. 広域的な電力取引により東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者への応募内容

発電所名	発電設備設置場所	電力取引の量	供給先エリア	広域的な電力取引の 拡大希望時期
		変更前： k W 変更後： k W	変更前： 変更後：	平成 年 月

2. 短工期対策に対する入札辞退内容

1. 辞退理由	
2. 連絡先 連絡者所属 連絡者名 住所 電話 FAX E-mail	